

舞鶴市議会における災害対応

平成28年10月4日策定
(最終改定：令和2年10月2日)

舞鶴市議会

はじめに

舞鶴市議会では、平成27年5月に、第19期の議会が取り組む活動の指針として、「第19期舞鶴市議会活動基本計画」を策定し、この計画における活動の基本となる目標に、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の3つを掲げ、その実現に向けて計画的に活動してきました。

近年、大規模災害が全国各地で発生していることを受け、「効率的・効果的な議会運営」の観点から、大規模災害発生直後からの緊急的な事態においても、舞鶴市議会とその構成員である議員が、役割を十分に果たすことができるよう、「議会における危機管理」を整理することとし、災害発生時における議会や議員の考え方・行動等について議論を重ね、舞鶴市議会における災害対応の取りまとめを行いました。

この「舞鶴市議会における災害対応」は、取りまとめを行った時点で完成ではなく、訓練等を通じて運用していく中で課題を検証し、より実効性を高めていくための見直しを継続的に行います。

目 次

○	災害時における対応の基本的な考え方	
1	災害時における議会の役割	2
2	災害時における議員の役割	3
(1)	議会の構成員としての役割	3
(2)	地域の一員としての役割	3
(3)	議員の活動・行動基準	4
3	災害時における執行機関との関係	5
(1)	議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化（原則）	5
(2)	執行機関の災害対応を優先するための配慮	5
○	舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）	
1	議会本部の役割	7
2	議会本部の構成	7
3	議会本部の所掌事務	8

4	議会本部の開設・閉鎖時期	9
5	議会本部への参集基準	10
(1)	一般災害・震災時	10
(2)	原子力災害時	11

○ 舞鶴市議会災害時行動マニュアル（一般災害・震災編）

1	マニュアルの趣旨	13
2	基準とする期間	13
3	初動期における行動基準	14
(1)	議会の対応	14
①	本会議・委員会の開催時	14
②	本会議・委員会が開催されていないとき	15
(2)	議員の対応	16
①	本会議・委員会の開催時	16
②	本会議・委員会が開催されていないとき	16

4	応急期における行動基準	17
(1)	議会本部の対応	17
(2)	議員の対応	17
5	復旧・復興期における行動基準	18
(1)	議会本部の対応	18
(2)	議員の対応	18
6	議会事務局の対応	19
(1)	庶務	19
(2)	市災害対策本部との調整	19
7	防災訓練等	20
8	その他	20

○ 舞鶴市議会災害時行動マニュアル（原子力災害編）

1	マニュアルの趣旨	22
2	基準とする期間（区分）	23

3	情報収集事態時における行動基準	24
(1)	議会の対応	24
①	本会議・委員会の開催時	24
②	本会議・委員会が開催されていないとき	25
(2)	議員の対応	25
①	本会議・委員会開催時	25
②	本会議・委員会が開催されていないとき	25
4	施設敷地緊急事態時における行動基準	26
(1)	議会本部の対応	26
(2)	議員の対応	26
5	全面緊急事態時における行動基準	27
(1)	議会本部の対応	27
(2)	議員の対応	27

6	防護措置時における行動基準	28
(1)	議会本部の対応	28
(2)	議員の対応	28
7	復旧・復興期における行動基準	29
(1)	議会本部の対応	29
(2)	議員の対応	29
8	議会事務局の対応	30
(1)	庶務	30
(2)	市災害対策本部との調整	30
9	複合災害への対応	31
10	防災訓練	31
11	その他	31

災害時における対応の 基本的な考え方

1 災害時における議会の役割

- ☞ 被災状況の確認や被災地要望の把握
- ☞ 災害関連の補正予算等の審議
- ☞ 災害対策の進捗確認や防災・減災への提言

議会の役割		災害時における議会の役割
市民の意思・意見の把握	⇒	被災状況・現地要望の把握
政策の提案・提言	⇒	市への災害対策の提言 国・府等への要望
地方公共団体の意思決定	⇒	災害関連議案の審議
施策や事業の点検・評価	⇒	災害対策の点検・評価 防災・減災対策の検討
議会活動の市民への説明	⇒	災害対策や議会活動の周知 さらなる要望等の把握

2 災害時における議員の役割

(1) 議会の構成員としての役割

- ☞ 被災状況の確認や現地要望の把握
- ☞ 現地調査や議案審議等の災害時における議会活動への従事

(2) 地域の一員としての役割

- ☞ 被災者の救援、避難所運営への従事
(舞鶴市災害対策・支援本部への招集がないとき)

(3) 議員の活動・行動基準

① 災害発生直後から議会本部開設まで

- ☞ 自身等の安全の確保と自身の安否等の伝達
- ☞ 被災状況等の情報収集と伝達
- ☞ 被災者の救援、避難所運営等の地域活動

② 議会本部の開設から活動決定まで

- ☞ 議長・副議長・各会派代表者は、必要に応じて議会本部へ参集して議会本部の活動について協議
- ☞ 上記以外の議員は、①の活動・行動を継続

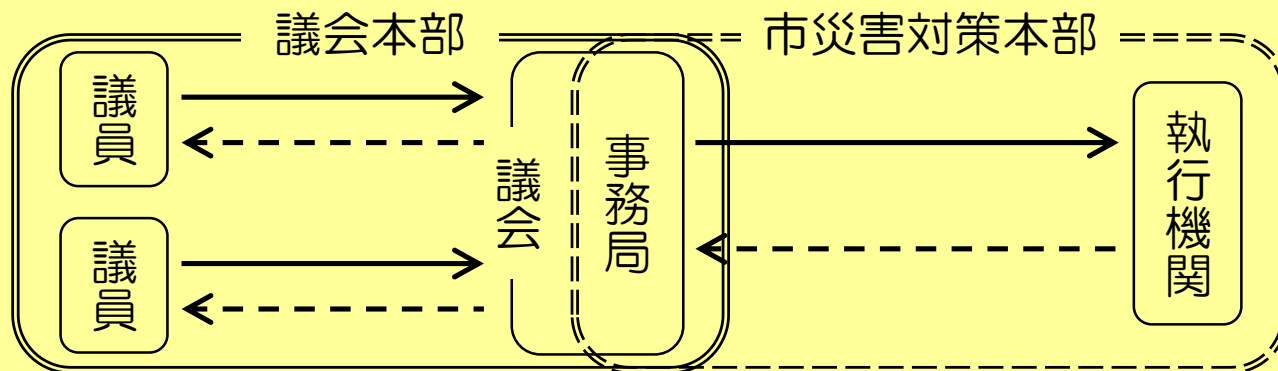
③ 議会本部の活動決定後

- ☞ 議会本部の構成員として活動に従事

3 災害時における執行機関との関係

(1) 議会と執行機関との連絡調整窓口の一本化(原則)

- ☞ 議員からの情報は、議会本部で取りまとめて執行機関へ伝達
- ※ 緊急に対応を要する場合は、直接執行機関へ伝達
- ☞ 執行機関からの情報は、議会本部で取りまとめて議員へ伝達



(2) 執行機関の災害対応を優先するための配慮

- ☞ 会議の延期・中止や最小限の出席者による開催など

舞鶴市議会災害対策・支援本部 （議会本部）

1 議会本部の役割

- ☞ 議会として必要な活動（災害対策）の実施
- ☞ 市災害対策本部との連携による市の災害対策の側面支援

2 議会本部の構成

- ☞ 本部長（議長）…本部事務の統括、
本部役員・本部員の指揮監督
- ☞ 副本部長（副議長）…本部長の補佐、本部長の職務代理
- ☞ 本部役員（各会派の代表者）…本部長・副本部長の補佐、
本部の事務（活動）への従事
- ☞ 本部員（全議員）…本部の事務（活動）への従事
- ☞ 事務局（事務局職員）…本部の庶務への従事

3 議会本部の所掌事項

- ☞ 議員からの情報の収集・整理と市災害対策本部への提供
- ☞ 市災害対策本部からの情報の収集・整理と議員への提供
- ☞ 被災地や避難所等の調査
- ☞ 議員の安否の確認
- ☞ 議事堂が使用できない場合の会議場所の確保
- ☞ 国・府・関係機関等に対する要望活動の準備
- ☞ その他本部長が必要と認める事項

4 議会本部の開設・閉鎖時期

(1) 開設

☞ 市災害対策本部が開設された場合において議長が判断

(2) 閉鎖

☞ 議会の通常機能の回復後、復旧状況に応じて本部長が判断

市災害対策本部の開設基準	
一般災害	震災
大雨・暴風等の特別警報が発表され、特別な警戒を必要とする場合又は相当規模の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合	市域に震度6弱の地震が発生した場合又は震度5強であっても相当な被害があり、若しくは被害が予測される場合 市域に津波警報が発表された場合

5 議会本部への参集基準

(1) 一般災害・震災時

期間区分	参集基準	参集対象者				
		本部長	副本部長	本役員	本職員	事務局
議会本部開設時	議会本部が開設されたとき	○	○			○
初動期 ・ 応急期	本部長が、災害対応に係る協議等のために必要と判断し、招集した場合	○	○	○		○
復旧・ 復興期	本部長が、災害対応に係る協議等のために必要と判断し、招集した場合	○	○	○	○	○

※ 参集場所は、舞鶴市議会議事堂又は本部長が定める場所

(2) 原子力災害時

期間区分	参集基準	参集対象者				
		本部長	副本部長	本部署員	本部署員	事務局
情報収集 事態時 ～ 防護 措置時	参集義務なし					
復旧・ 復興期	本部長が、災害対応に係る協議等のために必要と判断し、招集した場合	○	○	○	○	○

※ 参集対象者は、状況に応じて議長が判断（全員とは限らない）

※ 参集場所は、本部長が定める場所

舞鶴市議会災害時行動マニュアル （一般災害・震災編）

1 マニュアルの趣旨

☞ 舞鶴市域で大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員が、議会として必要な活動を行うとともに、舞鶴市災害対策本部と連携し、市の災害対策を側面から支援するために必要な行動について定める。

2 基準とする期間

期間区分	定 義
初動期	災害発生時から概ね72時間が経過するまで
応急期	初動期経過後、被害が収束するまで
復旧・復興期	応急期経過後、議会が通常の機能を回復するまで

3 初動期における行動基準

(1) 議会の対応

① 本会議・委員会の開催時

☞ 議事の調整と参加者全員の安全確保

本会議	<p>議長が、状況に応じて休憩を宣言し、以下のいずれかの対応を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 会議を再開し議事を進行 ii 会議を再開し手続きを経て延会 iii 自然延会（午後5時の到来）
委員会	<p>委員長が、状況に応じて休憩を宣言し、以下のいずれかの対応を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 会議を再開し議事を進行 ii 自然散会（午前0時の到来）

※ 避難が必要となった場合は、別途作成するマニュアルに基づき、議長又は委員長が指揮

② 本会議・委員会が開催されていないとき

- ☞ 議長が、会議の延期などの議会運営を判断
- ↓
- ☞ 議会本部の開設（議長判断） ※以降は議会本部の対応
- ↓
- ☞ 議員の安否確認
- ↓
- ☞ 議員からの情報の収集・整理と市災害対策本部への伝達
- ↓
- ☞ 市災害対策本部からの情報の収集・整理と議員への伝達

(2) 議員の対応

① 本会議・委員会の開催時

- ☞ 議長又は委員長の指示事項の順守
- ☞ 自身の安全確保と被災者の救援
- ☞ その他対応マニュアルに基づく行動

② 本会議・委員会が開催されていないとき

- ☞ 議長の議会運営の判断・指示の順守
 - ☞ 自身や家族等の安全確保
 - ☞ 議会本部への安否報告と連絡体制の維持
 - ☞ 地域住民の安全確保や避難誘導等への協力
 - ☞ 議会本部への災害情報等の伝達
- ※ 緊急に対応を要する案件は、直接執行機関へ伝達

4 応急期における行動基準

(1) 議会本部の対応

- ☞ 市災害対策本部が行う災害対応に最大限協力
- ☞ 議員からの情報の収集・整理と市災害対策本部への伝達
- ☞ 市災害対策本部からの情報の収集・整理と議員への伝達
- ☞ 被災地や避難所等の調査（必要に応じて）

(2) 議員の対応

- ☞ 自身の安全確保と被災地や避難所等の情報収集
- ☞ 議会本部への情報伝達
- ☞ 地域の共助の取り組み等への協力
- ☞ 地域住民等への正確な情報の提供

5 復旧・復興期における行動基準

(1) 議会本部の対応

- ☞ 市災害対策本部が行う災害対応に最大限協力
- ☞ 国・府・関係機関等に対する要望活動の準備
- ☞ 会議場所の確保に向けた調整（議事堂が使用できない場合）
- ☞ 議会本部の閉鎖（本部長判断）

(2) 議員の対応

- ☞ 議会本部会議等への出席

6 議会事務局の対応

(1) 庶務

- ☞ 議員の安否・状況、連絡手段の確認
- ☞ 議員及び市災害対策本部からの情報の収集・整理と伝達

(2) 市災害対策本部との調整（議会事務局長）

- ☞ 議会本部からの情報の市災害対策本部への提供
- ☞ 市災害対策本部からの情報の議会本部への提供

7 防災訓練

- ☞ 議会による防災訓練・避難訓練の実施
- ☞ 地域の防災訓練等への積極的な参加と自身の行動の検証
- ☞ 防災訓練等を通じた本マニュアルの検証・見直し

8 その他

- ☞ その他必要な事項は、議会本部（議会）で協議し決定

舞鶴市議会災害時行動マニュアル (原子力災害編)

1 マニュアルの趣旨

☞ 関西電力株式会社高浜発電所及び関西電力株式会社大飯発電所において原子力災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（舞鶴市の連絡調整会議が設置された場合）に、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員が、舞鶴市原子力防災住民避難計画に従い、住民とともに行動することを原則とし、その中で、住民への情報伝達、情報の収集など、議員としての役割を適切に果たすために必要な行動について定める。

2 基準とする期間（区分）

区 分	主 な 事 象
情報収集事態時	高浜町・おおい町で震度5弱又は震度5強の地震発生
警戒事態（EAL1）時	福井県で震度6弱以上の地震発生 福井県に大津波警報が発令 等
施設敷地緊急事態（EAL2）時	すべての交流電源喪失（30分以上継続。使用前検査の終了前の原子炉については5分以上継続） 等
前面緊急事態（EAL3）時	すべての直流電源喪失（5分以上継続）、冷却機能喪失 等
防護措置（OIL1又は2）時	OIL1…空間放射線量が 500 μ Sv/h以上 OIL2…空間放射線量が 20 μ Sv/h以上500 μ Sv/h未満
復旧・復興期	議会が通常の機能を回復するまで

3 情報収集事態時における行動基準

(1) 議会の対応

① 本会議・委員会の開催時

議事の調整と参加者全員の安全確保

本会議	<p>議長が、状況に応じて休憩を宣言し、以下のいずれかの対応を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 会議を再開し議事を進行 ii 会議を再開し手続きを経て延会 iii 自然延会（午後5時の到来）
委員会	<p>委員長が、状況に応じて休憩を宣言し、以下のいずれかの対応を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 会議を再開し議事を進行 ii 自然散会（午前0時の到来）

※ 避難が必要となった場合は、議長又は委員長が指揮

② 本会議・委員会が開催されていないとき

☞ 議長が、会議の延期などの議会運営を判断

(2) 議員の対応

① 本会議・委員会の開催時

☞ 議長又は委員長の指示事項の順守

② 本会議・委員会が開催されていないとき

☞ 議長の議会運営の判断・指示の順守

☞ 地域での情報伝達等の活動

4 施設敷地緊急事態時における行動基準

(1) 議会本部の対応

- ☞ 議会本部の開設（議会事務局職員が運営）
 - ※ 議長を初め、議員に参集の義務は課さない
- ☞ 議員の安否、現在地、連絡手段の確認
- ☞ 市災害対策本部などからの情報の収集・整理と議員への伝達

(2) 議員の対応

- ☞ 議会本部への安否等の報告
- ☞ 地域の共助の取り組み等への協力
- ☞ 地域住民等への正確な情報の提供

5 全面緊急事態時における行動基準

(1) 議会本部の対応

- ☞ 議員の状況の確認
- ☞ 市災害対策本部などからの情報の収集・整理と議員への伝達
- ☞ 議会本部機能と議会機能の移転に向けた準備

(2) 議員の対応

- ☞ Aゾーン・A-2ゾーン居住の議員は住民とともに避難開始
- ☞ 自身の状況の議会本部への報告
- ☞ 地域住民等への正確な情報の提供

6 防護措置時における行動基準

(1) 議会本部の対応

- ☞ 議員の状況の確認
- ☞ 市災害対策本部などからの情報の収集・整理と議員への伝達
- ☞ 議会本部機能及び議会機能の移転と議員への状況報告
- ※ 市対策本部機能及び市役所機能の移転と同時に移転

(2) 議員の対応

- ☞ 避難指示ゾーン居住の議員は住民とともに避難開始
- ☞ 自身の状況の議会本部への報告
- ☞ 地域住民等への正確な情報の提供

7 復旧・復興期における行動基準

(1) 議会本部の対応

- ☞ 市災害対策本部が行う災害対応に最大限協力
- ☞ 国・府・関係機関等に対する要望活動の準備
- ☞ 会議場所の確保に向けた調整（議事堂が使用できない場合）
- ☞ 議会本部会議等の開催（必要に応じて）
- ☞ 議会本部の閉鎖（本部長判断）

(2) 議員の対応

- ☞ 避難先の状況把握及び円滑な運営への協力
- ☞ 自身の状況の議会本部への報告
- ☞ 議会本部会議等への出席

8 議会事務局の対応

(1) 庶務

- ☞ 議員の安否・状況、連絡手段の確認
- ☞ 議員及び市災害対策本部からの情報の収集・整理と伝達

(2) 市災害対策本部との調整（議会事務局長）

- ☞ 議会本部からの情報の市災害対策本部への提供
- ☞ 市災害対策本部からの情報の議会本部への提供

9 複合災害への対応

- ☞ 地震等自然災害発生時は、「一般災害・震災編」に基づいて行動し、施設敷地緊急事態となった時点で、「原子力災害編」に基づく行動に切り換える。

7 防災訓練

- ☞ 議会による防災訓練・避難訓練の実施
- ☞ 地域の防災訓練等への積極的な参加と自身の行動の検証
- ☞ 防災訓練等を通じた本マニュアルの検証・見直し

8 その他

- ☞ その他必要な事項は、議会本部（議会）で協議し決定